

第1章 三浦市地球温暖化対策実行計画策定の背景・意義

● 計画の趣旨と計画の位置づけ

本計画は、市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を持って温室効果ガスの削減と気候変動への適応に取り組むとともに、各主体が連携・協力した取組を進め、持続可能な社会の実現をめざしていくものです。

「地方公共団体実行計画」の区域施策編（対象：市域全体）及び事務事業編（対象：行政の事務及び事業）並びに「地域気候変動適応計画」を内包する、本市の地球温暖化対策に係る総合的な計画と位置づけ、2050（令和32）年度までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すための短期的な具体施策を記載しています。

● 計画の基準年度、目標年度及び期間

基準年度：2013（平成25）年度
 中期目標年度：2030（令和12）年度 長期目標年度：2050（令和32）年度
 計画期間：2023（令和5）年度～2030（令和12）年度までの8年間

● 計画の範囲

本計画で対象とする温室効果ガスは、以下の通りです。
 区域施策編・・・二酸化炭素(CO₂)
 事務事業編・・・二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFCs)

第2章 本市の温室効果ガス排出量の現況と将来推計

● 温室効果ガス排出量の現況推計

2013(平成25)年度：261.5千t-CO₂
※内、CO₂：247.8千t-CO₂
 2019(令和元)年度：230.8千t-CO₂
※内、CO₂：213.1千t-CO₂
 →2013(平成25)年度比で▲11.7%

● 温室効果ガス排出量の将来推計

将来の人口予測や経済成長の予測等を用いて、現状から追加的な対策を行わない場合の将来推計を行いました。

2030(令和12)年度：170千t-CO₂
 →2013(平成25)年度比で▲31.4%
 2050(令和32)年度：96千t-CO₂
 →2013(平成25)年度比で▲61.4%

● 森林による温室効果ガスの吸収量

森林吸収量：981t-CO₂/年

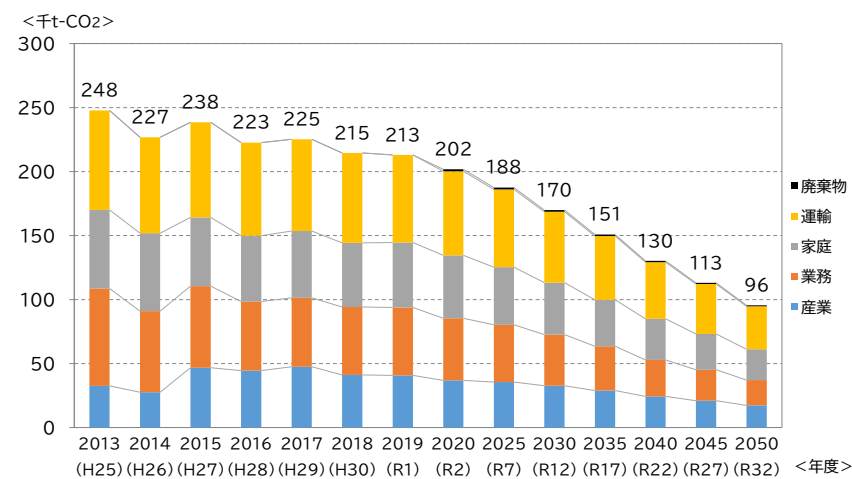


図1 部門別CO₂排出量の将来推計

第3章 本市の再生可能エネルギーの導入ポテンシャル

再生可能エネルギー導入ポテンシャルとは…
 全自然エネルギーから、一定の事業性や土地利用の法的規制・制限の条件を除いた資源量のこと

再生可能エネルギーの導入ポテンシャル量（発電）で最も多いものは、太陽光発電となっており、陸上風力、水力発電、地熱発電の導入ポテンシャルはありませんでした。

また、再生可能エネルギーには上記の他、熱利用として太陽熱、地中熱の導入ポテンシャルがありました。

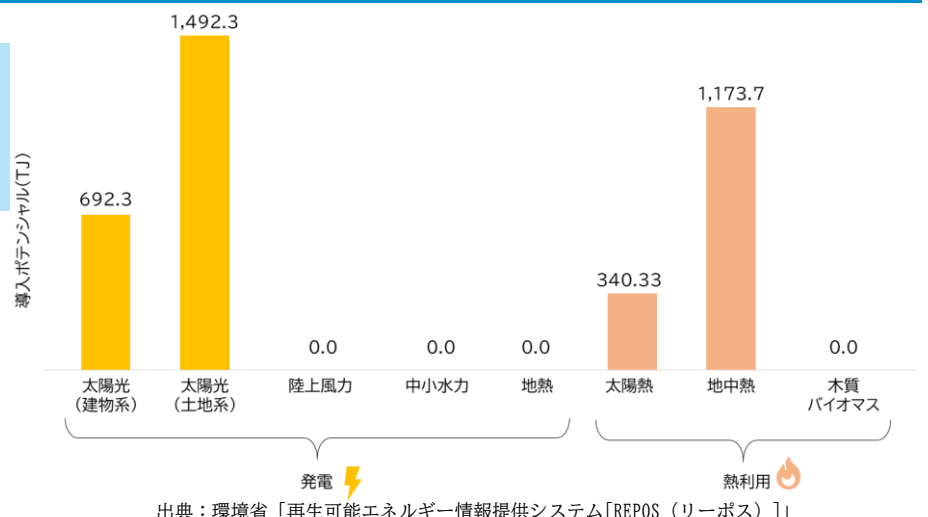


図2 再生可能エネルギーの導入ポテンシャル

導入ポテンシャルが最も高く、かつ現時点で実用性が高い太陽光発電設備を最大限に導入していくことが優先されるべきであると言えます。ただし、陸上風力発電のポテンシャルは大規模な設備を前提としており、より小規模な風力発電であれば設置の可能性もあることから、今後の動向によっては、周辺環境に与える影響が少ない設備等を検討し、設置を模索していくことも重要になります。

第4章 【区域施策編】本市の目指す将来像と基本理念

● 基本理念

本市は、漁業とこれに関連する加工流通のほか、温暖な気候を活用した生産性の高い農業などが重要な産業となっていますが、生産者の高齢化や産地間競争の激化といった諸課題を抱えています。一方、東京近郊に位置しながら豊かな自然が残り、魅力的な観光資源にも恵まれるとともに、三浦半島をフィールドとした地域活性化を目指した取組や、水産業界としてSDGsへの取組を高めるために様々な取組を展開する事業者が存在するなど、ポテンシャルの高い地域です。

ゼロカーボンシティ実現に向けては、高いポテンシャルを活かし、持続可能で活力あるまちづくりを展開する必要があります。そのための基本理念を以下のとおり定めます。

基本理念1 再生可能エネルギー等の利用推進

全国でも有数の豊富な日射量を有効に活用し、地域特性に合った太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入や未利用エネルギーの利活用を図り「エネルギーの地産地消」を進めます。また、再生可能エネルギーの積極的な導入が、経済活動の活性化や安心で安全な暮らしに貢献することを目指します。

基本理念2 環境負荷の少ない日常生活や事業活動への転換

市民、事業者がエネルギーを賢く使えるまちを目指し、家庭や事業所における省エネ行動の推進や省エネ設備、新しい技術の導入を進めます。
 さらに市内の主要な移動手段である自動車について次世代自動車への転換を促進するとともに、市民や来訪者のニーズに対応した公共交通の利用を促進することで、脱炭素を着実に進めます。

基本理念3 自然環境(森・海)の整備・保全

二酸化炭素の吸収源を確保、最大化するため、本市の豊かな環境を育む森林の多様な機能や生物多様性、海洋資源の整備・保全に取り組みます。

● 基本理念に基づき目指す将来像



(注1) 【ZEB】ネット・ゼロ・エネルギー・ビル(略称)。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを旨とした建物のこと
 (注2) 【スマート農業】ロボット技術や情報通信技術(ICT)を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現する等を推進している新たな農業のこと

第5章 【区域施策編】 温室効果ガスの削減目標と達成に向けた施策

● 区域施策編における目標

温室効果ガス排出削減は、「①省エネルギー推進による温室効果ガス削減」「②再生可能エネルギー導入による温室効果ガス削減」「③森林吸収量・ブルーカーボン」の3つの和で構成されます。これらを組み合わせることでカーボンニュートラルを達成することとし、右のとおり目標を設定しました。

2030(令和12)年度 目標	温室効果ガスを約113千t-CO ₂ 削減 カーボンニュートラル達成に向けた達成率 46%
2050(令和32)年度 目標	温室効果ガスを約248千t-CO ₂ 削減 カーボンニュートラル達成に向けた達成率 100%

図3 温室効果ガス排出量の削減目標(区域施策編)

● 目標及び将来像の実現に向けた施策

先に示した基本理念に基づき、以下の施策を推進していきます。目標達成に向けては、「市民」「事業者」「行政」が一体となって行動していくことが重要です。

基本理念1 再生可能エネルギー等の利用推進に関連する具体施策

- ①太陽光発電設備の導入拡大・・・公共施設、工場・事業所及び家庭における太陽光発電設備などの導入推進 など
- ②区域内の再生可能エネルギーの導入を目的とした補助事業の検討・・・本市による新たな補助事業の検討
- ③他地域・他主体との連携・・・再エネ・吸収源対策を通じた連携 など
- ④普及啓発・・・太陽光などの発電事業促進のための情報発信 など

基本理念2 環境負荷の少ない日常生活や事業活動への転換に関連する具体施策

- ①省エネルギー・省力化の推進・・・省エネ型製品への更新促進や照明のLED化の推進 など
- ②建物の省エネ改修・・・新築建物及び既存建物のZEB化推進 など
- ③環境負荷の少ない電気の購入・・・CO₂排出量の少ない(排出係数の低い)電気の購入
- ④省エネ行動・・・国民運動「デコ活」の推進
- ⑤環境負荷の少ない交通利用推進・・・公共交通機関の利用促進 など
- ⑥普及啓発・・・環境問題啓発用教材を活用した環境教育 など

基本理念3 自然環境(森・海)の整備・保全に関連する具体施策

- ①自然環境(森・海)を整備し、二酸化炭素の吸収源対策を実施・・・森林の整備・保全 など
- ②吸収源対策の促進に向けた技術開発の加速・・・ブルーカーボン(注3)の拡大と漁場環境の整備・保全を目的とした藻場や海中植物に係る研究の連携
- ③普及啓発・・・環境保全活動の周知・啓発 など

● 重点施策

温室効果ガス削減目標の達成に向け、令和12(2030)年までに重点的に取り組むべき施策(重点施策)を設定します。本市の特性を踏まえ、特に重点的に進める取組を重点施策として以下のとおり位置付けます。

重点施策1

自家消費型太陽光発電設備の導入推進(関連：基本理念1)

重点施策2

三浦市役所庁舎のZEB化(関連：基本理念2)

重点施策3

脱炭素志向の交通利用等促進(関連：基本理念2)

重点施策4

二酸化炭素吸収源となるブルーカーボンの保全(関連：基本理念3)



図4 三浦市役所新庁舎のイメージ

(注3) 【ブルーカーボン】海洋生態系(藻場、干潟等)に取り込まれる炭素のことであり、地球温暖化対策としての吸収源の新しい選択肢として、世界的に注目されている。海の植物は、海水に溶けているCO₂を光合成で吸収して隔離。食物連鎖や枯死後の海底への蓄積などで炭素を貯蔵する。

● 区域施策編の推進体制

地域内で取組を展開していくためには、行政が率先的行動を示す必要がありますが、中長期的観点では、様々な主体が協働し、一体的に推進することが重要です。

そのために行政は、地域の特性や課題に応じた施策推進のために必要な情報発信や側面支援を行っていきます。

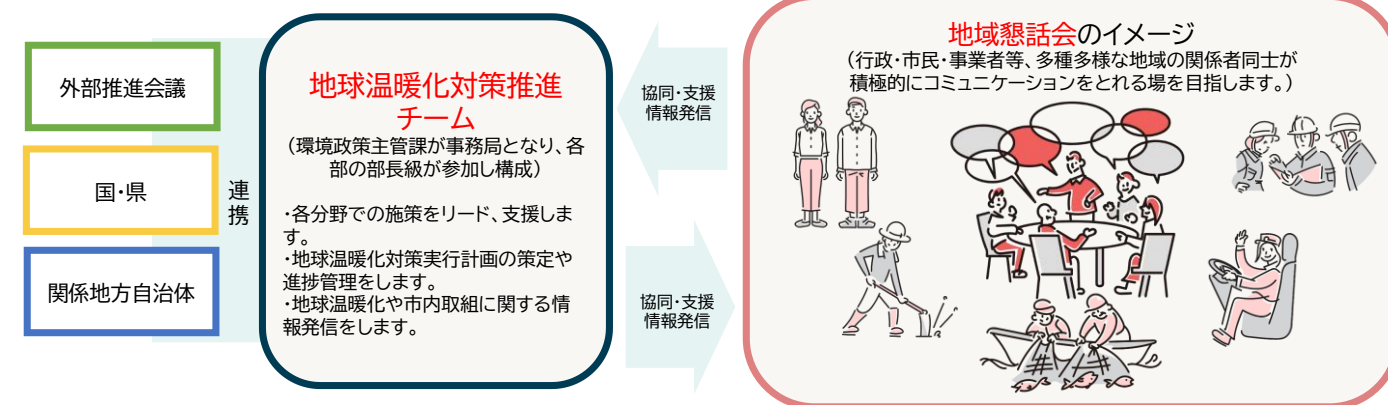


図5 推進体制のイメージ

● 気候変動の適応について

気候変動の「適応」とは…

気候変化に対して自然生態系や社会・経済システムを調整することにより気候変動の悪影響を軽減すること

神奈川県を示す方向性に賛同し、その内容に準拠した取組や県への協力を進めていくと同時に、今後は詳細な情報収集や県との情報交換も進め、独自の影響評価も今後検討していきます。

第6章 【事務事業編】 本市公共施設での率先的行動

● 温室効果ガスの排出状況

2013(平成25)年度：9,872 t-CO₂
2021(令和3)年度：8,794 t-CO₂
→2013(平成25)年度比で▲11%

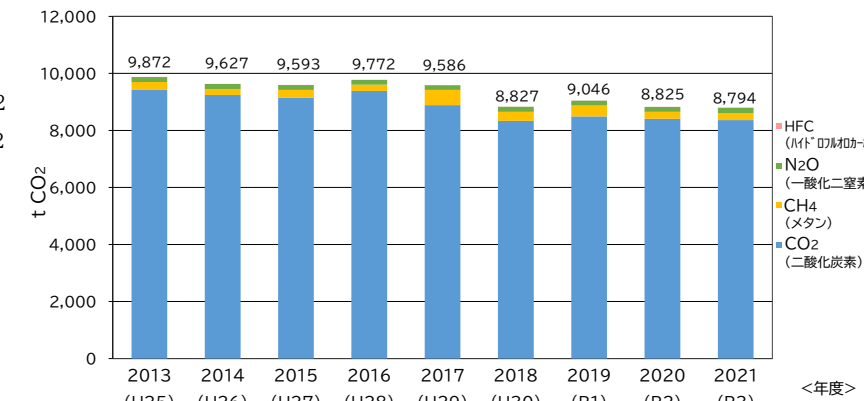


図6 事務事業に伴う温室効果ガス排出量の推移

● 温室効果ガスの排出削減目標

温室効果ガスの削減目標は、2030(令和12)年度までに50%削減を念頭に置き計画設定します。さらに、2050年度においては、温室効果ガス排出量実質ゼロを目指します。

2030(令和12)年度 目標	温室効果ガスを約4,936t-CO ₂ 削減 基準年度(2013(平成25)年度)比で50%削減
2050(令和32)年度 目標	温室効果ガス排出量 実質ゼロ

図7 温室効果ガスの排出削減目標(事務事業編)

● 事務事業編の推進体制

本計画は、地球温暖化対策推進チームがそれぞれの取組における各部の相互調整や進捗管理を行います。計画の実効性を高めるため、各所属(課等)に1名の環境推進責任者(課長級)を配置し、環境推進責任者を中心に計画の推進を図ります。

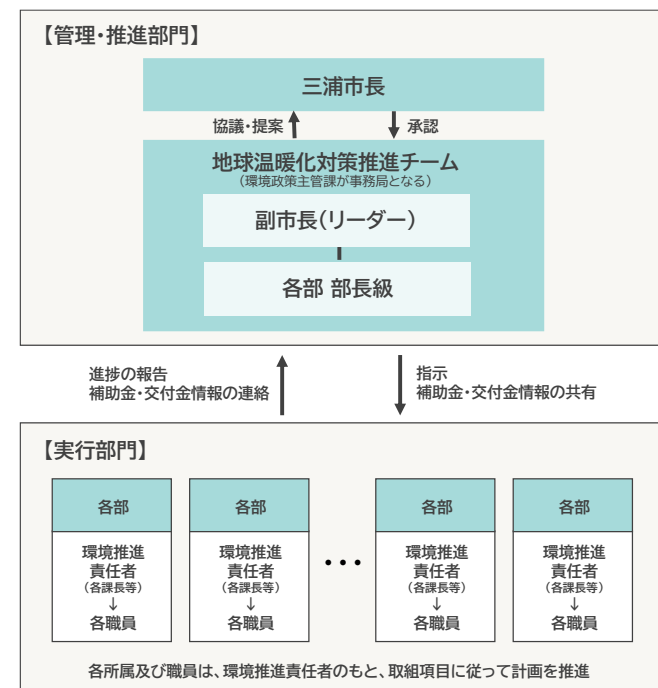


図8 計画の推進体制(事務事業編)